（調査官、監査官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官の職務）

第十九条　［略］

２　［略］

［項を削る。］

３・４　［略］

（経済調査室並びに調査官、上席調査官及び財務広報相談専門官）

第二十八条　財務課に、経済調査室並びに調査官四人以内、上席調査官一人及び財務広報相談専門官五人以内を置く。

［２～６　略］

（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官及び公庫等実地監査官）

第二十九条　理財課に、調査官五人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官十二人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内及び公庫等実地監査官一人を置く。

［２～８　略］

（金融証券検査官及び上席金融証券検査官）

第三十条　検査課に、金融証券検査官六人以内及び上席金融証券検査官二人以内を置く。

［２・３　略］

（調査官及び上席調査官）

第三十一条　金融監督課に、調査官三人以内及び上席調査官二人以内を置く。

［２・３　略］

（国有財産管理官及び上席国有財産管理官の職務）

第三十三条　財務部に、国有財産管理官三人以内及び上席国有財産管理官二人以内を置く。

［２・３　略］

（農政課の所掌事務）

第三十五条　農政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十一　略］

［号を削る。］

十二～十五　［略］

（農村振興課の所掌事務）

第三十七条　農村振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　略］

五　土地改良事業（かんがい排水、区画整理、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設若しくは農業用施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持及び増進するのに必要な事業のうち国立研究開発法人森林研究・整備機構及び独立行政法人水資源機構の行うものを除く。以下同じ。）に関すること（農政課の所掌に属するものを除く。）

［六～十五　略］

（調査官、監査官、情報管理官、庁舎管理官及び安心・安全対策推進官の職務）

第十九条　［同上］

２　［同上］

３　情報管理官は、沖縄総合事務局の行政情報化の推進に係る業務のうち重要事項に関する企画、立案及び関係行政機関等との総合調整に関する事務を整理する。

４・５　［同上］

（経済調査室並びに調査官、上席調査官及び財務広報相談専門官）

第二十八条　財務課に、経済調査室並びに調査官三人以内、上席調査官一人及び財務広報相談専門官五人以内を置く。

［２～６　同上］

（調査官、上席調査官、主計実地監査官、上席主計実地監査官、資金実地監査官、為替実査官及び公庫等実地監査官）

第二十九条　理財課に、調査官五人以内、上席調査官三人以内、主計実地監査官六人以内、上席主計実地監査官一人、資金実地監査官三人以内、為替実査官三人以内及び公庫等実地監査官一人を置く。

［２～８　同上］

（金融証券検査官及び上席金融証券検査官）

第三十条　検査課に、金融証券検査官七人以内及び上席金融証券検査官二人以内を置く。

［２・３　同上］

（調査官及び上席調査官）

第三十一条　金融監督課に、調査官四人以内及び上席調査官二人以内を置く。

［２・３　同上］

（国有財産管理官及び上席国有財産管理官の職務）

第三十三条　財務部に、国有財産管理官二人以内及び上席国有財産管理官二人以内を置く。

［２・３　同上］

（農政課の所掌事務）

第三十五条　農政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～十一　同上］

十二　主要食糧の輸入に係る納付金の徴収に関すること。

十三～十六　［同上］

（農村振興課の所掌事務）

第三十七条　農村振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～四　同上］

五　土地改良事業（かんがい排水、区画整理、干拓、農地又はその保全若しくは利用上必要な施設若しくは農業用施設の災害復旧その他土地の農業上の利用を維持及び増進するのに必要な事業のうち国立研究開発法人森林総合研究所及び独立行政法人水資源機構の行うものを除く。以下同じ。）に関すること（農政課の所掌に属するものを除く。）

［六～十五　同上］